

3 1 3 取扱機関相互間の印鑑票・氏名等届出書の送付 (元利金の支払が完了した印鑑票・氏名等届出書の送付を除く。)

⇒ 支払が完了した印鑑票または氏名等届出書の送付・2 3 1 ④ 参照

* 事務集中センター等と代理店との間で記名国債証券交付事務に伴い印鑑票または氏名等届出書を送付する場合には、3 1 3 に準じて、自行庫所定の方法により取扱う。

①送付するとき

○ 記名国債証券印鑑票・氏名等届出書・請求書・記名国債証券印鑑票送付先一覧などにより、記名国債証券印鑑票等送付書を作成する。

* 記名国債証券印鑑票等送付書原符および記名国債証券印鑑票等受領書と併せて作成する（日本銀行ホームページ掲載書式を使用する場合には、記名国債証券印鑑票等送付書との3枚複写となっている。）。

● 印鑑票送付先一覧により、印鑑票等送付書を作成する場合には、印鑑票等送付書に記載したあて先・国債名称・枚数が印鑑票または氏名等届出書と一致することを確かめる。

印鑑票等送付書
記載例参照

* 印鑑票送付先一覧には、氏名等届出書についても記載される。

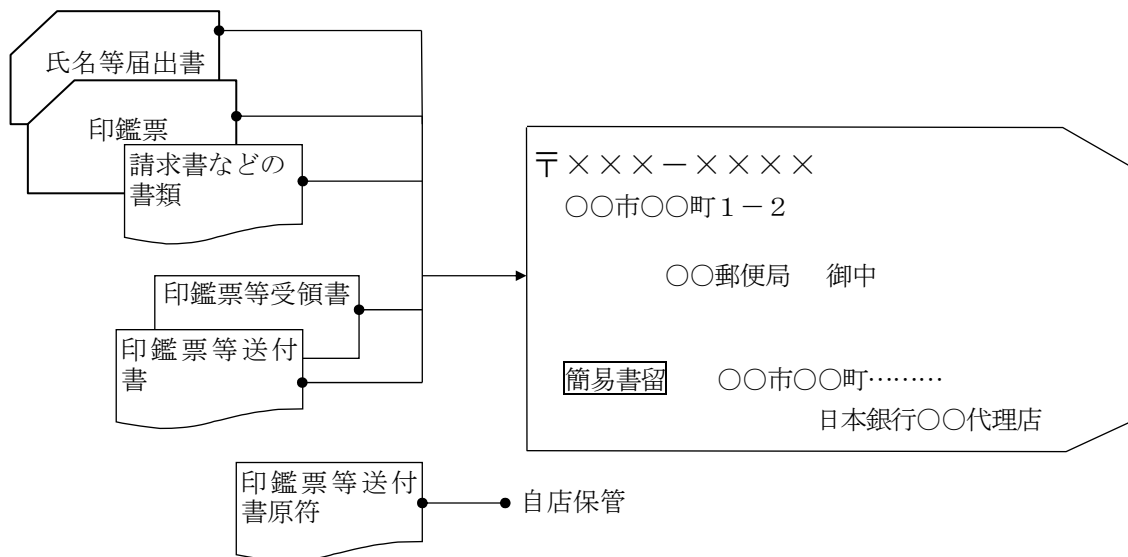
* 送付する印鑑票または氏名等届出書が印鑑票等（見本証券添付分）であり、かつ、見本証券（印鑑票等毎配付分）を一緒に送付するときは、この項に定める印鑑票または氏名等届出書と証券の同時送付時の取扱いのとおり取扱う。

⇒ 見本証券（印鑑票等毎配付分）と一緒に印鑑票等（見本証券添付分）を送付するケースについては、2 3 1 ④参照

○ 印鑑票・氏名等届出書・請求書などの書類・印鑑票等送付書を、次のとおり一括して封筒に納め、書留郵便（簡易書留でよい。）など確実な方法により送付する。

⇒ 自店備付けの印鑑票または氏名等届出書の払出（印鑑票等（見本証券添付分）のみを送付するときの見本証券（印鑑票等毎配付分）の取扱いを含む。）については、2 3 1 ④参照

⇒ 3 2 2 - 1 ⑤・3 2 2 - 2 ⑤ 参照・新規発行証券の交付に伴う印鑑票または氏名等届出書の払出



②送付を受けたとき

- 印鑑票または氏名等届出書を証券と同時に送付するときは、印鑑票等送付書を使用せず、国債証券類送付書の欄外（「記名国債証券の印鑑票等」）にその枚数を記載し、証券と同一封筒に納めて送付する。
 - ⇒ 国債証券類送付書・312参照
 - ⇒ 印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）を送付するときの当該見本証券の取扱いについては、231④参照
- 送付先から印鑑票等受領書の送付を受けたときは
 - 受入店が受領日付を表示していることを確認する。
 - 印鑑票等送付書原符に添付して保管（保管期間1年）する。
 - * 印鑑票または氏名等届出書を送付した後、郵便の往復所要日数を経過しても印鑑票等受領書の返送がないときは、電話など適宜の方法により、送付先に印鑑票または氏名等届出書が到着していることを確かめ、印鑑票等受領書の送付を受ける。

[自店支払場所分の印鑑票・氏名等届出書]

- 自店を支払場所とする印鑑票または氏名等届出書の送付を受けたときは、自店備付けの印鑑票または氏名等届出書として受入れる。
 - ⇒ 自店備付けの印鑑票または氏名等届出書の取扱い（印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に送付を受けた見本証券（印鑑票等毎配付分）の取扱いを含む。）については、231参照

[他店支払場所分の印鑑票・氏名等届出書]

- 他店を支払場所とするものについて、各種の請求・届出手続のため印鑑票または氏名等届出書の送付を受けたときは、次のことを確かめ、請求書・届書の添付書類として取

扱う。

* 印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に送付を受けた見本証券（印鑑票等毎配付分）は、当該印鑑票等（見本証券添付分）とともに請求書・届書の添付書類として取扱う。

● 印鑑票または氏名等届出書が自店あてに送付されてきたものであるか

● 印鑑票または氏名等届出書が印鑑票等送付書などに記載の国債名称・枚数・添付書類名と一致しているか

* 印鑑票または氏名等届出書が証券と一緒に送付される場合は、印鑑票等送付書を使用しないで、国債証券類送付書の欄外に「印鑑票等〇枚」と記載されている。

⇒ 国債証券類送付書・312参照

* 業務局から代証券と一緒に送付された印鑑票または氏名等届出書は、支払場所へ送付するまでの間、その証券に添付しておく。なお、印鑑票等（見本証券添付分）等と一緒に業務局から送付された見本証券（印鑑票等毎配付分）または自店において滅紛失届（写）に添付して保管していた見本証券（印鑑票等毎配付分）についても、印鑑票または氏名等届出書と一緒に支払場所へ送付するまでの間、その証券に添付しておく。

⇒ 429参照・同時請求の取扱い

**引揚者特別交付金国庫債券
慰労金国庫債券のとき
特別葬祭給付金国庫債券**

引揚者特別交付金国庫債券・慰労金国庫債券・特別葬祭給付金国庫債券にかかる各種の請求・届出のため送付を受けた印鑑票については、特殊事例710を参照のうえ取扱うこと。

○ 印鑑票等受領書に受領日付を表示したうえ、速やかに印鑑票または氏名等届出書の送付元へ送付する。

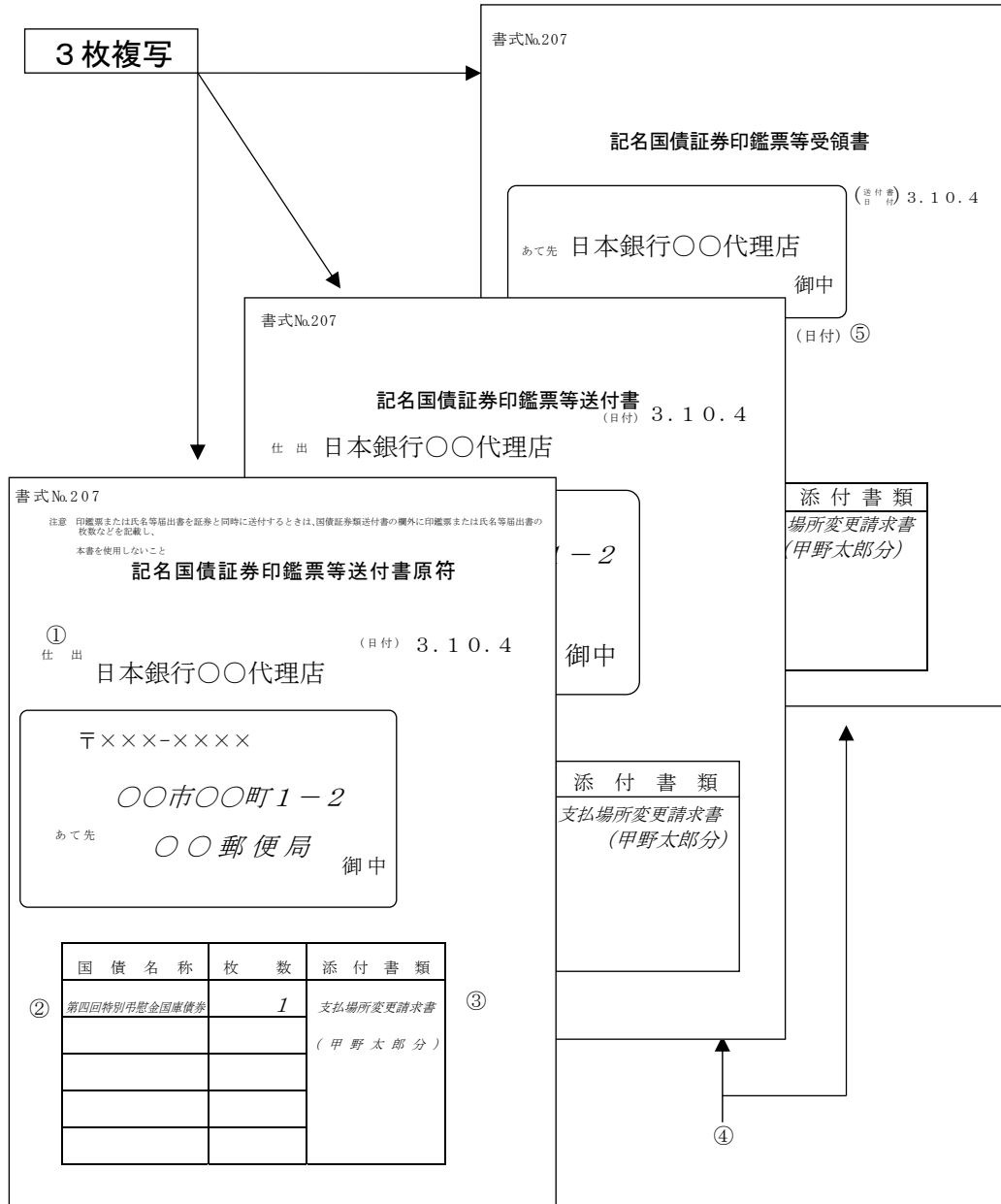
○ 印鑑票等送付書は、自店に保管（保管期間1年）する。

[新規発行証券の交付照合用印鑑票・氏名等届出書]

○ 新規発行証券の交付のため財務局（事務所）から印鑑票または氏名等届出書の送付を受けたときは、交付照合用の印鑑票または氏名等届出書として受入れる。

⇒ 321②参照・交付照合用の印鑑票・氏名等届出書の受入など

印鑑票等送付書の記載例



- ① 自店名を記載する。
- ② 国債名称は略称で記載してよい。
⇒ 120参照・用語の解説・略称
- ③ 添付書類があるときは、書類の名称を記載する。
●必要により記名者氏名をカッコ書きする。
- ④ 印鑑票または氏名等届出書と一緒に封筒に納めて送付する。
●送付先から印鑑票等受領書の送付を受けたときは、印鑑票等送付書原符に添付して保管（保管期間1年）する。
- ⑤ 受入先が受領日付を表示する。